

蔵理第3913号

昭和63年9月30日

最終改正 令和2年12月11日財理第3920号

日本銀行総裁 殿

大蔵大臣 宮澤 喜一

日本銀行国庫金取扱規程の特例について

日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年大蔵省令第93号)第13条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して国庫金の出納事務を取り扱う場合の特例を、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 日本銀行国庫金取扱規程第14条に定める第1号書式の集計表とは別に光学式文字読取装置用集計表として、別紙様式を定める。
- 2 同規程第21条第2項及び第35条の16第3項に規定する集計表の控の内容又はこれらの規定の振替済通知書、支払未済繰越金歳入組入報告書及び国税資金支払未済繰越金資金組入報告書にかかる振替先、受入科目及び金額を電磁的記録媒体に記録した場合には、歳入金及び国税収納金整理資金受入金に係る証拠書類は毎日分をとりまとめて保存することができる。